

27 陳情 第 12 号	新宿区監査委員制度の運営をより透明かつ合理的なものに改めさせるよう求める陳情
付託委員会	総務区民委員会
受理及び付託 年 月 日	平成 27 年 7 月 30 日受理、平成 27 年 9 月 16 日付託
陳情者	新宿区下落合_____

## ( 要 旨 )

先般、私は、道路占用許可に係る住民監査請求をしましたが、その際の監査委員の対応には監査委員制度の根幹に関わる問題があると判断しました。

以下に具体的に私の考えを述べますので、実態を調査され、監査委員に改善せしめて、その結果を回示されるよう求めます。

## ( 理 由 )

## (1) 監査委員は会議の議事録を作成すべきです。

監査委員は、合議制ではなく、委員一人一人の独任制ですから、監査委員それぞれが個別案件について、どのような意見を述べたか、それが監査結果にどのように反映しているかが分かる議事録を作成し、新宿区民の求めがあればこれを公表すべきであると考えます。

監査委員には、区長が推薦し、議会が承認する見識の高い人物が選ばれることになっていますが、最も重要なことは選任時以前の経歴ではなくて、監査結果を導く過程において、それぞれがどのような意見を述べ、どのような判断を下したかです。それを知ることによって新宿区民は、監査委員それぞれの適性が判断できます。

新宿区の監査委員は、会議の議事録を作成していませんし、監査結果にも個々の意見の記載はなく、どうしてこのような結果が導かれたのか頗る不透明です。

近年、国や日銀その他の公共機関では、議事録を公表して、意思決定の過程をもオープンにしようという動きが広まっています。

総務省自治行政局行政課は、「法律には、議事録作成を義務づけた規定はないが、逆に議事録の作成を禁止したり、作成しないのが好ましい等の指導したことも無い。自治体の自主判断に任せている。」との見解を示していますし、独任制である以上、自己の発言に責任を負うのは当然です。一部の監査関係者の意見「議事録を作成することとなれば、監査委員の自由な議論を妨げる。」は、論外と考えます。

## (2) 監査委員は陳述の場には必ず出席すべきですし、事務局は日程調整すべきです。

6 月 1 日に開催された陳述の場に A 監査委員は出席しませんでした。

司会の B 監査委員からは、同人が欠席する理由の説明もありませんでした。

陳述は、法に定められた手続きで、監査委員は双方の言い分を聴取し、自ら疑問

に思うことを直接質して、自らの意見の正当性を補強、確認することのできる唯一の場です。

一方、陳述者にとっては、裁判官にも比すべき監査委員に自らの思いを直接訴え得る唯一の機会です。

私は、A 監査委員の無断欠席は、職務上の義務違反に該当する行為と判断しますし、何よりも、ブログで監査委員就任を大きく PR しておきながら、このような無責任かつ非礼な行動をする同人が、新宿区の監査委員でいること自体が問題であると思います。

仮に、監査事務局が予め同人の欠席を知りながら陳述の日程を決定したのであるのなら、新宿区の監査委員制度運営そのものに重大な問題があります。

(3) 現監査委員は、社会常識をもっと勉強すべきです。

陳述の場で、C 監査委員は、民法に不当利得の定めがあることを知りませんでした。高い専門性があっても、長い行政経験があっても、社会人としての常識がなければ、新宿区民が納得する判断はできません。

特に、法律の知識は監査の基本ですから、財務や行政に関わる法律だけでなく憲法や民法等の一般法についても幅広く、水準以上の勉強をすべきです。

監査委員それぞれは、少なくとも、陳述時まで論点を整理して、法律上の検討課題を詰めておく位の準備をしておくべきです。

(4) 現監査委員は、労を厭わず行動すべきです。

今回の監査で——— (株) の無断架設が問題になり、私は陳述の場で、監査委員自身が実地に、新宿区内における同社の架設状況を点検し、どの程度正しく占用許可申請がなされているか実態を見極めるよう強く求めましたが、監査委員はこれを実行せず、その理由についての説明もありませんでした。

私が、B 監査委員にこれを質すと「監査委員全員の判断である。」と強弁しましたが、その実態は新宿区の道路占有許可申請の処理が杜撰であるため、業者の言い分を丸飲みする以外つじつまを合わせられないからだろうと推測しています。

申請書を携え新宿区内に 15, 000 本あるという柱を 1 本ずつ点検して回るのは、地味で、つらい作業ではありますが、これ以外に新宿区道という財産が道路占用許可制度によって適法、適正に運用されていると確認する手段はありません。

この事態の解明こそが、今回の監査請求で、私が監査委員に最も期待した核心事項でした。現監査委員は、職務に忠実に、事実確認のための最善を尽くすべきです。

(5) 現監査委員は恣意的、かつ、過剰に狭い範囲に監査項目を絞り込み過ぎています。

私は、今回の住民監査請求で、新宿区の杜撰な道路占用許可体制が惹起した不当利得問題を柱にこのような事態を解決できない新宿区の組織間の情報共有体制の不備、相互牽制機能の不備等関連する問題点を指摘しましたが、現監査委員は何ら理由を説明することなくみどり土木部の問題として矮小化し、更には、報告書 2 判断に記載のように「財産の管理もしくは処分行為に当たらない。」として指摘の大部分を監査対象から除外しています。

特にひどいのは、不法行為に基づく占用料の不当利得問題で、本件と状況の違う大昔の判例を持ち出し、結論だけをつぎはぎして監査対象から無理やり除外しています。その一方で、同報告書 3、(2)意見で自らが監査対象から除外した道路占用許

可事務や情報開示の不備に言及し、自己矛盾に陥っています。

このような恣意的な姿勢、つまみ食いの処理は新宿区政に混乱をもたらすだけですから、現監査委員は、新宿区ホームページに掲載している監査委員の本来の仕事「最小の経費で最大の効果をあげているか、組織や運営の規模が適正か、また、法令に従って適正に行われているかなどをチェック」に速やかに立ち戻り、新宿区政の改善、向上に貢献すべきです。

以上